

保存版

あんしん♪ なんしん♪ こうつうさいがいきょうさい♪
令和5年12月1日から

安心して下さい!
入ってますよ!!



南信交通災害共済は 「全町民・公費一括加入」

■ 総務課 危機管理係

南信地域町村交通災害共済は、諏訪郡から上伊那・下伊那郡までの21町村を対象に、交通事故による被災者救済のため、共同で行う交通災害共済です。

飯島町では、令和3年度までは任意加入、令和4年度からは18歳未満を公費加入としていましたが、この間、共済未加入者による人身事故も多く確認されていること、また、公費加入に対する好意的なご意見や共済組合の中長期的な加入促進方針等を踏まえ、**令和5年12月1日から「全町民・公費一括加入」**(※年間掛金1人当たり200円を全額町負担)に移行することとしました。

これにより、全町民(扶養親族で自宅を離れている学生を含む)が見舞金の対象となるほか、自治会を通じた加入案内や集金協力の廃止など、大幅な事務手続きの改善も図られます。

対象となる事故の例

国内で発生した交通事故が見舞金の対象となります。なお、対物事故や対人事故の補償はありません。



歩行中にはねられ
負傷



運転中や助手席・
後部座席の同乗中
に事故に遭い負傷



バイクで走行中に
電柱にぶつかって
負傷



車いすを使用中に
車にはねられ負傷



バスに乗車中に急
ブレーキで転倒し
て負傷



自転車で行行中に
転倒しケガ

見舞金の例

◎死亡：200万円

◎ケガ：入院(2日以上)1日目から日額2,000円、通院(3日以上)1日目から日額500円、
+基礎見舞金20,000円(限度額は20万円)

◎後遺障害：40万円(身体障害1・2級および植物症)、30万円(身体障害3級)

※その他、交通事故証明書や診断書の正本の提出により、付加見舞金があります。

見舞金には請求期限があります。

注：いずれも事故日から、死亡・ケガ：13か月、後遺障害：24か月。付加見舞金は主見舞金に準じます。



万一、事故に遭って(起こして)しまったら

①事故発生、けが人の救護、事故車両などを安全な場所へ

②警察に「人身事故」として届け出る。(交通事故証明書を受領)

注：警察への届け出がない場合や「物損事故」の場合は、見舞金が減額となる場合があります。

③役場へ事故連絡票を提出⇒病院等で治療、診断書の請求

④完治後、役場に見舞金請求書や診断書等を提出

⑤共済組合にて審査後、見舞金を本人名義の指定口座にお振込み



詳しくはこちらをご覧ください。
南信交通災害共済ホームページ
<https://nankousai.jp>